

## BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題は結構マニアックな内容でしたね。では、確認していきましょう。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物に該当するものはどれか。

- (1) 一般家庭から排出されるペットの死体
- (2) 動物病院から排出される動物の死体
- (3) 動物園から排出される動物の死体
- (4) 牧場から排出されるウシの死体
- (5) 競馬のトレーニングセンターから排出されるウマの死体

### 【解説】

産業廃棄物である動物の死体は、畜産農業に係るものに限られている。

正解 (4)

産業廃棄物である動物のふん尿と動物の死体は畜産農業に係るものに限られています。

畜産農業とは、乳用牛、肉用牛、馬、鹿、豚、いのぶた、いのしし、めん羊、やぎ、にわとり、あひる、うずら、七面鳥、うさぎ、たぬき、きつね、ミンクなどの飼養、ふ卵、育すうを行うことで、種付け目的のものも含まれます。

また、モルモット、マウス、ラット、カナリヤ、文鳥などを実験用又は愛がん用に供することを目的として飼育する場合及びいたち、きじなどを森林保護又は種族保護を目的として人工的に増殖、飼育する場合も含まれます。

一方、競馬などに専ら使用する目的で飼養しているもの及び家畜仲買商が一時的に飼養しているものや店舗で愛がん用の鳥獣を飼養する場合は含まれません。

まあ、ここまでいくと動物の専門家でも無いとなかなかわからないですよ。最近流行のジビエに携わる人などは行政窓口で確認の程。もう少し身近な「物の区分」から出題してみましよう。

Q、次のうち、産業廃棄物に該当しないものはどれか。

- (1) 工作物の除去に伴って排出される紙くず
- (2) 製本業の事業活動に伴って排出される紙くず
- (3) 出版業のうち印刷出版を行うものの事業活動に伴って排出される紙くず
- (4) パルプ製造業の事業活動に伴って排出される紙くず
- (5) 新聞小売業の事業活動に伴って排出される紙くず

### 【解説】

産業廃棄物となる紙くずは、次の業種に該当する事業の事業活動に伴って生ずる紙くずである。新聞小売業は、新聞業に該当しないので誤り。

- ①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）
- ②パルプ・紙・紙加工品製造業
- ③新聞業のうち新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの

## ～廃棄物処理問題～

- ④製本業、印刷物加工業
- ⑤出版業のうち印刷出版を行うもの

正解（５）

これは産業廃棄物である「紙くず」の指定業種を知っているか、ということに尽きるのですが、大抵の指定業種は指定されていない業種に比べれば、桁違いに排出量が多い業種です。もし、試験問題にこの手のものが出題されて法令条文を記憶していない場合は、「この選択肢の中で一番紙くずの排出量が少ないのはどれだろう」と推察してみると正答に繋がると思います。選択肢（５）新聞小売業は印刷所から届いた新聞を販売する仕事ですから、それほど大量に紙くずは出ないようなんです。では引き続き「物の区分」から「木くず」についての出題。ただ、これはちょっとマニアックな内容も含まれます。

Q、次のうち、一般廃棄物はどれか。なお、すべて事業活動を伴って排出された不要なものである。

- (1) 建設業に係るもので工作物の新築に伴って排出された木くず
- (2) 家具の製造業から排出された木くず
- (3) パルプ製造業から排出された木くず
- (4) 貨物の流通のために使用した木製パレット
- (5) 貨物の流通のために使用した木箱

### 【解説】

木くずが産業廃棄物となるには、排出形態が限定されていて、その多くはいわゆる「指定業種」といわれる業種が政令により例示されているものである。

ただし、「指定業種」に該当していなくとも、ポリ塩化ビフェニル（PCB）が付着した木くずや有価物時代に「貨物の流通のために使用したパレット」であった木くずは、業種によらずに産業廃棄物となる。

「貨物の流通のために使用したパレット」は、廃棄物となった場合は産業廃棄物となるが、これは「パレット」と「パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材」に限定されていることから、単なる木箱であった木くずは該当せず一般廃棄物となる。

正解（５）

木製パレット等については、次のような経緯があるんです。

平成一九年九月七日 通知抜粋

・・・木製パレット等に係る木くずについては、現状では、いわゆる事業系一般廃棄物である木くずとされているところ、多種多様な業種から少なくない量が恒常的に排出されていること等から、廃棄物の区分の見直し等を求める排出事業者等からの規制改革要望等があり、平成 18 年 3 月 31 日の規制改革・民間開放推進 3 年計画（再改訂）において、事業系一般廃棄物である木くずの一般廃棄物と産業廃棄物の区分について、その排出実態や排出事業者等の意見を踏まえて検討の上、見直すことが閣議決定された。

ということで、現役時代にパレットであった木くずは排出業種を問わず産業廃棄物になったんですね。

さて、こここのところ「物の区分」が続きましたので、今回の宿題は「基準」から出題。



### 宿題Q

事業者が工場又は事業場で発生した産業廃棄物を処理業者に引き渡すまでの、場内での産業廃棄物の保管について、正しいものはどれか。

- (1) 工場又は事業場内であれば、特に規制はかからない
- (2) 工場又は事業場内の建屋の中であれば、特に規制はかからない
- (3) 工場又は事業場内では、産業廃棄物を保管してはならない
- (4) 工場又は事業場内であっても、囲いや掲示板などの規制がある
- (5) 工場又は事業場内であっても、保管量の制限の規制がある